

様式第1号（第16条関係）

利 用 目 的 通 知  
 個人情報の開示・訂正等 申 出 書  
 利用停止等・第三者提供停止

年 月 日
一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 殿

請 求 者 (本人・代理人) (注1)	フリガナ	
	氏 名	
	フリガナ	
	住 所	
電話番号		

上記の者を代理人とします。

本 人 の 氏名・住所等 〔代理人による申出 の場合(注1)〕	フリガナ	
	氏 名	
	フリガナ	
	住 所	
電話番号		

一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程第16条の規定により次のとおり申出します。

1 申出事由(注2)

- ① 利用目的の通知
- ② 開示
- ③ 訂正等            訂正            追加            削除
- ④ 利用停止等
  - 利用停止            停止期間   永久   その他 (    年    月)
  - データ消去
- ⑤ 第三者提供停止   停止期間   永久   その他 (    年    月)

2 個人情報の名称又は内容(注3)


3 訂正等・利用停止等・第三者提供停止の内容及びその理由(注4)


4 開示の方法(注5)

- 閲覧            視聴            写しの手交            写しの郵送

(裏面)

- (注) 1 請求者欄の(本人・代理人)のいずれかを○で囲んでください。また、代理人が請求する場合は、本人の氏名・住所等欄に記入してください。
- 2 申出事由欄の①から⑤まで(利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等・第三者提供停止)のうち該当する項目の□欄に✓印を、③から⑤までの申出の場合はそれぞれ希望する措置について□欄に✓印を記入してください。また、④の利用停止又は⑤の申出の場合は、その停止期間について、永久又はその他□欄に✓印を、その他欄には利用停止又は第三者提供の停止の期間を記入してください。
- 3 申出の対象となる個人情報の名称又は内容については、できるだけ具体的に記入してください。
- 4 ③から⑤までの申出の場合は、訂正等、利用停止等又は第三者提供停止の内容及びその理由をできるだけ具体的に記入してください。
- 5 開示の方法については、希望する方法について□欄に✓印を記入してください。

\* 申出の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) 本人の申出の場合 本人であることを証明する運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポートの写しなど
- (2) 代理人の申出の場合 代理人本人であることを証明する運転免許証、健康保険の被保険者証又はパスポートの写し及び本人の代理人であることが確認できる戸籍謄本、委任状又はそれに相当する書類など

殿

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 印

個人情報の利用目的通知書

年 月 日付けで申出のありました個人情報の利用目的については、次の通り  
ですので、一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程第 17 条第 1 項第 1 号の規定に  
より通知します。

利 用 目 的	
問 い 合 わ せ 先	一般財団法人茨城県教職員互助会 電話番号
備 考	

【参照条文】一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程

第 17 条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から 30 日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(1) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止の決定をしたとき。

ア 利用目的の通知 個人情報の利用目的通知書 (様式第 2 号)

イ 開示 個人情報の開示決定通知書 (様式第 2 号の 2)

ウ 訂正等 個人情報の訂正等決定通知書 (様式第 2 号の 3)

エ 利用停止等又は第三者提供停止 個人情報の利用停止等 (第三者提供停止) 決定通知書 (様式第 2 号の 4)

殿

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 印

個人情報の開示決定通知書

年 月 日付けで開示の申出がありました個人情報については、一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程第17条第1項第1号の規定により次のとおり開示をしますので、通知します。

個人情報の内容			
開示の実施方法	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 視聴	<input type="checkbox"/> 写しの手交 <input type="checkbox"/> 写しの郵送
開示の日時等	日 時	年 月 日 ( )	時 分
	場 所		
問い合わせ先	一般財団法人茨城県教職員互助会 電話番号		
備 考			

- (注) 1 郵送以外の開示の実施方法で個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び申出者本人であることを確認するために必要な書類を持参し、提示してください。  
2 都合により、上記の日時に来られない場合は、あらかじめ問い合わせ先に連絡してください。

【参照条文】一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程

第17条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(1) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止の決定をしたとき。

ア 利用目的の通知 個人情報の利用目的通知書（様式第2号）

イ 開示 個人情報の開示決定通知書（様式第2号の2）

ウ 訂正等 個人情報の訂正等決定通知書（様式第2号の3）

エ 利用停止等又は第三者提供停止 個人情報の利用停止等（第三者提供停止）決定通知書（様式第2号の4）

殿

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 印

## 個人情報の訂正等決定通知書

年 月 日付けで申出がありました個人情報の訂正等については、一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程第17条第1項第1号の規定により次のとおり訂正等を行いましたので、通知します。

個人情報の内容	
訂正等の内容	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除
訂正等をした日	年 月 日（ ）
問い合わせ先	一般財団法人茨城県教職員互助会 電話番号
備 考	

**【参照条文】**一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程

第17条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(1) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止の決定をしたとき。

ア 利用目的の通知 個人情報の利用目的通知書（様式第2号）

イ 開示 個人情報の開示決定通知書（様式第2号の2）

ウ 訂正等 個人情報の訂正等決定通知書（様式第2号の3）

エ 利用停止等又は第三者提供停止 個人情報の利用停止等（第三者提供停止）決定通知書（様式第2号の4）

殿

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 印

個人情報の利用停止等（第三者提供停止）決定通知書

年 月 日付けで申出がありました個人情報の利用停止等（第三者提供停止）については、一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程第17条第1項第1号の規定により次のとおり利用停止等（第三者提供停止）をいたしましたので、通知します。

個人情報の内容	
利用停止等（第三者提供停止）の内容及び理由	<input type="checkbox"/> 利用停止 <input type="checkbox"/> データ消去 <input type="checkbox"/> 第三者提供停止
利用停止等（第三者提供停止）をした日	年 月 日（ ）
問い合わせ先	一般財団法人茨城県教職員互助会 電話番号
備 考	

**【参照条文】** 一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程  
 第17条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。  
 (1) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止の決定をしたとき。  
 ア 利用目的の通知 個人情報の利用目的通知書（様式第2号）  
 イ 開示 個人情報の開示決定通知書（様式第2号の2）  
 ウ 訂正等 個人情報の訂正等決定通知書（様式第2号の3）  
 エ 利用停止等又は第三者提供停止 個人情報の利用停止等（第三者提供停止）決定通知書（様式第2号の4）

殿

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 印

個人情報の利用目的不通知決定通知書

年 月 日付けで申出のありました個人情報の利用目的については、一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程第17条第1項第2号の規定により次のとおり通知しないこととしましたので、通知します。

通知しない理由	
問い合わせ先	一般財団法人茨城県教職員互助会 電話番号
備 考	

【参照条文】一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程

第17条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(1) 略

(2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決定をしたとき。

ア 利用目的を通知しない場合 個人情報の利用目的不開示決定通知書（様式第3号）

イ 全部又は一部を開示しない場合 個人情報の不開示決定通知書（様式第4号）又は個人情報の一部開示決定通知書（様式第4号の2）

ウ 全部又は一部を訂正等しない場合 個人情報の不訂正等決定通知書（様式第5号）又は個人情報の一部訂正等決定通知書（様式第5号の2）

エ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止しない場合 個人情報の利用等（第三者提供）不停止決定通知書（様式第6号）又は個人情報の一部利用停止等（第三者提供停止）決定通知書（様式第6号の2）

殿

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 印

## 個人情報の不開示決定通知書

年 月 日付けで開示の申出がありました個人情報については、一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程第17条第1項第2号の規定により次のとおり開示をしないこととしましたので、通知します。

個人情報の内容	
開示することができない理由	
問い合わせ先	一般財団法人茨城県教職員互助会 電話番号
備 考	

## 【参照条文】一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程

第17条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(1) 略

(2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決定をしたとき。

ア 利用目的を通知しない場合 個人情報の利用目的不開示決定通知書（様式第3号）

イ 全部又は一部を開示しない場合 個人情報の不開示決定通知書（様式第4号）又は個人情報の一部開示決定通知書（様式第4号の2）

ウ 全部又は一部を訂正等しない場合 個人情報の不訂正等決定通知書（様式第5号）又は個人情報の一部訂正等決定通知書（様式第5号の2）

エ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止しない場合 個人情報の利用等（第三者提供）不停止決定通知書（様式第6号）又は個人情報の一部利用停止等（第三者提供停止）決定通知書（様式第6号の2）



殿

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 印

個人情報の一部開示決定通知書

年 月 日付けで開示の申出がありました個人情報については、一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程第17条第1項第2号の規定により次のとおりその一部を開示をしますので、通知します。

個人情報の内容			
開示の実施方法	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 視聴	<input type="checkbox"/> 写しの手交 <input type="checkbox"/> 写しの郵送
開示の日時等	日 時	年 月 日 ( )	時 分
	場 所		
開示することができない部分及びその理由			
問い合わせ先	一般財団法人茨城県教職員互助会 電話番号		
備 考			

- (注) 1 郵送以外の開示の実施方法で個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び申出者本人であることを確認するために必要な書類を持参し、提示してください。
- 2 都合により、上記の日時に来られない場合は、あらかじめ問い合わせ先に連絡してください。

**【参照条文】** 一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程  
 第17条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。  
 (1) 略  
 (2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決定をしたとき。  
 ア 利用目的を通知しない場合 個人情報の利用目的不開示決定通知書（様式第3号）  
 イ 全部又は一部を開示しない場合 個人情報の不開示決定通知書（様式第4号）又は個人情報の一部開示決定通知書（様式第4号の2）  
 ウ 全部又は一部を訂正等しない場合 個人情報の不訂正等決定通知書（様式第5号）又は個人情報の一部訂正等決定通知書（様式第5号の2）  
 エ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止しない場合 個人情報の利用等（第三者提供）不停止決定通知書（様式第6号）又は個人情報の一部利用停止等（第三者提供停止）決定通知書（様式第6号の2）

殿

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 印

## 個人情報の不訂正等決定通知書

年 月 日付けで申出がありました個人情報の訂正等については、一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程第 17 条第 1 項第 2 号の規定により次のとおり訂正等をしないこととしましたので、通知します。

個人情報の内容	
訂正等をしない理由	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除
問い合わせ先	一般財団法人茨城県教職員互助会 電話番号
備考	

## 【参照条文】一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程

第 17 条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から 30 日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(1) 略

(2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決定をしたとき。

ア 利用目的を通知しない場合 個人情報の利用目的不開示決定通知書 (様式第 3 号)

イ 全部又は一部を開示しない場合 個人情報の不開示決定通知書 (様式第 4 号) 又は個人情報の一部開示決定通知書 (様式第 4 号の 2)

ウ 全部又は一部を訂正等しない場合 個人情報の不訂正等決定通知書 (様式第 5 号) 又は個人情報の一部訂正等決定通知書 (様式第 5 号の 2)

エ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止しない場合 個人情報の利用等 (第三者提供) 不停止決定通知書 (様式第 6 号) 又は個人情報の一部利用停止等 (第三者提供停止) 決定通知書 (様式第 6 号の 2)

殿

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 印

## 個人情報の一部訂正等決定通知書

年 月 日付けで申出がありました個人情報の訂正等については、一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程第17条第1項第2号の規定により次のとおり一部訂正等を行いましたので、通知します。

個人情報の内容	
部分訂正等の内容及び理由	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除
訂正等をした日	年 月 日（ ）
問い合わせ先	一般財団法人茨城県教職員互助会 電話番号
備 考	

## 【参照条文】一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程

第17条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(1) 略

(2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決定をしたとき。

ア 利用目的を通知しない場合 個人情報の利用目的不開示決定通知書（様式第3号）

イ 全部又は一部を開示しない場合 個人情報の不開示決定通知書（様式第4号）又は個人情報の一部開示決定通知書（様式第4号の2）

ウ 全部又は一部を訂正等しない場合 個人情報の不訂正等決定通知書（様式第5号）又は個人情報の一部訂正等決定通知書（様式第5号の2）

エ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止しない場合 個人情報の利用等（第三者提供）不停止決定通知書（様式第6号）又は個人情報の一部利用停止等（第三者提供停止）決定通知書（様式第6号の2）

殿

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 印

個人情報の利用等（第三者提供）不停止決定通知書

年 月 日付けで申出がありました個人情報の利用停止等（第三者提供停止）については、一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程第17条第1項第2号の規定により次のとおり利用停止等（第三者提供停止）を行わないこととしましたので通知します。

個人情報の内容	
利用停止等又は第三者提供停止を行わない理由	<input type="checkbox"/> 利用停止 <input type="checkbox"/> データ消去 <input type="checkbox"/> 第三者提供停止
問い合わせ先	一般財団法人茨城県教職員互助会 電話番号
備 考	

【参照条文】一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程  
 第17条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。  
 (1) 略  
 (2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決定をしたとき。  
 ア 利用目的を通知しない場合 個人情報の利用目的不開示決定通知書（様式第3号）  
 イ 全部又は一部を開示しない場合 個人情報の不開示決定通知書（様式第4号）又は個人情報の一部開示決定通知書（様式第4号の2）  
 ウ 全部又は一部を訂正等しない場合 個人情報の不訂正等決定通知書（様式第5号）又は個人情報の一部訂正等決定通知書（様式第5号の2）  
 エ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止しない場合 個人情報の利用等（第三者提供）不停止決定通知書（様式第6号）又は個人情報の一部利用停止等（第三者提供停止）決定通知書（様式第6号の2）

殿

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 印

個人情報の一部利用停止等（第三者提供停止）決定通知書

年 月 日付けで申出がありました個人情報の利用停止等については、一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程第17条第1項第2号の規定により次のとおりその一部を利用停止等（第三者提供停止）しましたので通知します。

個人情報の内容	
利用停止等又は第三者提供停止を行わない部分及びその理由	<input type="checkbox"/> 一部利用停止 <input type="checkbox"/> 一部データ消去 <input type="checkbox"/> 一部第三者提供停止
利用停止等又は第三者提供を停止をした日	年 月 日（ ）
問い合わせ先	一般財団法人茨城県教職員互助会 電話番号
備 考	

【参照条文】一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程  
第17条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。  
(1) 略  
(2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決定をしたとき。  
ア 利用目的を通知しない場合 個人情報の利用目的不開示決定通知書（様式第3号）  
イ 全部又は一部を開示しない場合 個人情報の不開示決定通知書（様式第4号）又は個人情報の一部開示決定通知書（様式第4号の2）  
ウ 全部又は一部を訂正等しない場合 個人情報の不訂正等決定通知書（様式第5号）又は個人情報の一部訂正等決定通知書（様式第5号の2）  
エ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止しない場合 個人情報の利用等（第三者提供）不停止決定通知書（様式第6号）又は個人情報の一部利用停止等（第三者提供停止）決定通知書（様式第6号の2）